

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年7月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第28号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに別」を「, 別」に, 「及び」を「又は」に改め, 同条第3号中「別表第7」を「別表第6」に改め, 同条第4号中「及び」を「又は」に改め, 同条第5号中「及び」を「若しくは」に, 「並びに」を「又は」に改め, 同条第6号中「別表第7」を「別表第6」に改め, 同条第7号中「並びに」を「又は」に, 「別表第7」を「別表第6」に, 「及び」を「若しくは」に改め, 同条第9号中「及び」を「又は」に改め, 同条第10号中「並びに」を「又は」に, 「及び京都市情報公開条例」を「若しくは京都市情報公開条例」に改め, 同条に次の1号を加える。

- (1) 京都市横大路運動公園条例第4条第1項又は第2項に規定する使用料のうち, 洋弓場(部分使用の場合に限る。), ゲートボール場, クリケットゴルフ場, トレーニングルーム, 談話室, 会議室又は付属設備(ゲートボール及びクリケットゴルフ用得点板及びゲートボール用タイマーに限る。)を使用する場合の使用料 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課

附 則

この規則は, 平成18年8月1日から施行する。

(会計室)